○財務省告示第二百七十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年九月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月四日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七百十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆七千二十億四千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で七千二百七十九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆七千三十億三千二百七十五万二千円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　七千二百八十億九千五百七万七千二百円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年九月二十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭六厘八毛

十二　償還期限　平成二十九年十二月二十五日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十九年九月二十五日

○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月四日　農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　火葬場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月四日　農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県綾歌郡綾川町枌所東字浦谷三六三四の三六（国有林）、三六三四の一、三六三四の四から三六三四の九まで、三六三四の一一、三六三四の一二、三六三四の一五、三六三四の一八、三六三四の二〇、三六三四の二一、三六三四の二四から三六三四の二六まで、三六三四の三〇、三六三四の三四、三六三四の三五、三六三五の二、三六四四の四、三六四五の一、三六四五の二、三六四八、字大下三八九五・三九〇〇の一・三九〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三八九一、三八九七、三八九八、字影三八九〇の一四（次の図に示す部分に限る。）、三八三六、三八三八の一、三八三八の二、三八七〇の一、三八七〇の二、三八七〇の六、三八七一の二、三八七八、三八八〇、三八八一、三八八六、三八八八、三八九〇の一、三八九〇の二、三八九〇の二〇、三八九〇の二二から三八九〇の二四まで、三八九〇の二六、字唐戸谷四一九七の九（次の図に示す部分に限る。）、四一九七の二から四一九七の八まで、四一九七の一〇、四一九七の一一、四一九七の一三、四一九七の一四、四一九七の一七、四一九七の二二、四一九七の二四、四一九七の二六、字小谷二九三六の一から二九三六の七まで、二九三六の九、二九三六の一一、字貞重三三五八の四、三三六〇の二、甲三三六一の五、字田尾二七八五の一、二七八五の二、二七八五の四から二七八五の六まで、二七八五の九、字栂谷三二三六の二二、三二三六の二七、三二六二、字永富三二六三、三二六四の二、三二八〇の一から三二八〇の五まで、三三二〇の一、三三二〇の三、三三二〇の一一、字西ノ谷四〇七〇の二三（次の図に示す部分に限る。）、四〇六九の一から四〇六九の六まで、四〇六九の八、四〇六九の一〇、四〇六九の一二から四〇六九の一五まで、四〇七〇の一、四〇七〇の一六、四〇七〇の一八から四〇七〇の二〇まで、四〇七〇の二二、字末子所四一九〇から四一九三まで、四一九五の六、四一九五の七、字東川北二六七の一〇、字東本谷六三二の三、字平田一八七一の五、一八七一の一三、一八七一の一八、一九七七の二、字孫浦三九九二の一五・三九九二の一七（以上二筆国有林）、三九九二の一（次の図に示す部分に限る。）、三九九一の一、三九九二の六から三九九二の一四まで、三九九三、三九九四の一、四〇〇一、字廻当四〇六〇の一から四〇六〇の五まで、字向原九八五の一、九八五の二、九八五の一一、字横谷三五五〇の一、三五五〇の三、三五五五の二、字龍頭谷四〇六六の一（次の図に示す部分に限る。）、四〇六六の二、四〇六七、四〇六八の一から四〇六八の四まで、四〇六八の六、字若狭二九九二の一から二九九二の九まで、二九九三の二、枌所西字池ノ奥乙二七五の一、乙二七五の三から乙二七五の五まで、字岡田井乙二〇五の九から乙二〇五の一九まで、乙二〇七の二から乙二〇七の四まで、乙二〇七の六から乙二〇七の八まで、字上新名乙一八八の一から乙一八八の六まで、字上地頭乙二三六の一、乙二三六の一八、乙二三六の一九、字萱之道上乙一二二、乙一二三の二、字桑内乙二五五の三、乙二五五の四、字サス谷乙五四の一から乙五四の四まで、乙五五の二、字相口乙九六の四、乙九六の九から乙九六の一一まで、字相口始乙三三の二、乙三四の二、乙三五の二、乙三六、字高山乙一六〇、字立石乙一四三、字西本谷乙三二の一、乙三二の二、乙